

町政 ニュース

TOGO TOWN NEWS



町政の最新ニュースをお届けします!

役場の代表電話番号

0561(38)3111

副町長に加藤浩氏(再任)

加藤浩氏(諸輪字中木戸西)は、平成27年第1回東郷町議会本会議で議会の同意を得て、副町長に再任されました。



加藤氏は昭和52年に東郷町役場に採用され、生活部長などを務めました。任期は、平成27年3月1日から4年です。

人権擁護委員に岡田恵利氏(再任)

平成27年4月1日付けで岡田恵利氏が人権擁護委員に再任されました。任期は3年です。



人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を無償で行っています。委員は法務大臣から委嘱され全国の各市町村に配置されています。

行政相談委員に清水氏と野々山氏

平成27年4月1日付けで清水末男氏(右写真)と野々山孝男氏が行政相談委員に選任されました(清水さんは再任)。任期は2年です。



委員は、行政全般に関する意見相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知など行うボランティアです。

委員は総務大臣から委嘱され全国の各市町村に配置されています。

固定資産評価審査委員に松本明義氏

松本明義氏(諸輪字南木戸西)は、平成27年第1回東郷町議会定例会で議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員に選任されました。

任期は、平成27年4月1日から3年です。この委員会は、固定資産課税台帳の登録価格(評価額)を中立の立場で公正に審査する独立した機関です。



一部の事務の受付が県から尾三消防組合へ

愛知県事務処理特例条例が県12月議会で可決され、「煙火消費許可申請」と「液化石油ガス設備工事に係る届出」の2つの事務の権限が本町へ移譲されることになりました。

平成27年4月1日以降、右記の事務の受け付けなどは、尾三消防組合で行います。関係事業者の皆さんはご注意ください。

平成27年度消防団新役員

- ▼**団長** 小野田哲也
- ▼**副団長** 近藤利伸、柘植弘志
- ▼**分団長** 水野広大(諸輪)、石川昌尚(和合)、小野田健二(傍示本)、宇都渉(祐福寺)、野々

山彰人(部田)、秋場隼人(白土)



《町消防団が消防功労者消防長長官表彰を受賞》

3月6日、町消防団が消防庁長官から消防功労者消防庁長官表彰を受けました。

明治初期に各地域にあった火防組を前身とする町消防団では現在、6分団175人の消防団員が活動しています。地域に根差した防火・防災の消防団活動が認められ、今回の表彰につながりました。



NEW

4月1日から役場の組織が変わります。

未来につながるまちづくりを推進するため、次のとおり組織を見直します。

●「子育て支援課」と「保育課」を統合し、「こども課」を新設

幅広い子育て施策に対応するため2つの課を統合し、こども課が一丸となって施策を推進します。

●「こども課」の各係が担当する事務

- ①子育て支援係…児童福祉の企画立案、子育て支援、児童手当関係、ファミリー・サポート、児童館関係などの事務
- ②家庭相談係…家庭相談、子ども相談、要保護児童および要支援児童の支援などの事務
- ③保育係…町立保育園の設置および管理運営、児童保育の実施、民間保育所の指導、児童発達支援などの事務

役場新庁舎1階フロアのレイアウト



●「セントラル開発課」を設置

町の重点施策である東郷中央土地区画整理事業を推進するため「セントラル開発準備室」という名称を「セントラル開発課」に変更します。

●「セントラル開発課」の各係が担当する事務

- ①まちづくり推進係…低炭素まちづくり計画、土地区画整理事業に係る用途地域および地区計画、社会資本総合整備計画などの事務
- ②区画整理係…土地区画整理組合との連絡調整および指導、土地区画整理事業に係る関連整備工事の調整などの事務



●高校総体準備室を新設

平成30年度に愛知池漕艇場で開催される全国高等学校総合体育大会のボート競技を円滑に進めるため「高校総体準備室」を新設します。事務室は生涯学習課内（町民会館1階）になります。

●「特定健診係」を「保険医療課」から「健康課」（いこまい館2階）へ移管

NEW

4月1日から下水道使用料が改定されます。

●下水道使用料計算表（2カ月あたり・税抜）

		新使用料	旧使用料
基本使用料		1,600円	1,600円
従量使用料 (1m ³ 当たり)	1 m ³ から 20 m ³ まで	10円	0円
	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	90円	80円
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	100円	80円
	60 m ³ を超え 80 m ³ まで	120円	90円
	80 m ³ を超え 100 m ³ まで	140円	90円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	160円	110円
	200 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	170円	130円
	1,000 m ³ を超えるもの	190円	160円

【計算例 2カ月で36 m³使用した場合】

基本使用料	1,600円
従量使用料	
1～20 m ³	10円 × 20 m ³ = 200円
21～36 m ³	90円 × 16 m ³ = 1,440円
小計	3,240円
消費税(8%)	3,240円 × 0.08 = 259円 (1円未満切り捨て)
合計額	3,499円

料金早見表など詳細は、町ホームページ「ホーム>まち・環境>上下水道>下水道>下水道使用料改定のお知らせ」または2月号広報の折り込みチラシをご覧ください。

▼問合せ 下水道課☎代表（内線2265）

役場の代表電話番号

0561(38)3111